



大会関係者向け医療・傷害関連保険の手配について

東京2020組織委 企画財務局

2020年2月12日

審議事項

- ◆ 開催都市契約運営要件（HCC OR）における保険手配義務に従い、大会期間中における、大会関係者（選手団、審判団、PF、MED・DOPコーポレーター、ボランティア等）を対象とする医療・傷害関連保険を契約する。
- ◆ 予定調達方式：特別契約（パートナー供給契約）

大会関係者向け医療・傷害関連保険の全体像

大会関係者向けの医療・傷害関連保険は、5つの保険の組み合わせで構成。

国外居住者向け（選手団、審判団、PF、MED・DOPコラボレーター）

- ①インバウンド海外旅行保険（治療・救済者費用部分）
- ②逆海旅（死亡・後遺傷害部分）

国内居住者向け（選手団、審判団、MED・DOPコラボレーター）

- ③約定履行保険（治療・救済者費用部分）
- ④国内旅行保険（死亡・後遺傷害部分）

①③ = 傷害・疾病時の治療費や
転院にかかる費用を実費
で補償

②④ = 死亡・後遺障害発生時に
一定額の保険金（見舞金）
を支払う

①～④想定対象者数：オリンピック 約33,000名、パラリンピック 約15,000名

ボランティア・コラボレーター（MED・DOPコラボレーター以外）向け

- ⑤スポーツ安全保険（・傷害保険）

⑤ = 死亡・後遺障害や入通院の
発生時に一定額の保険金
（見舞金）を支払う

⑤想定対象者数 約80,000名

補償の概要（①②③④のサマリー）

- ◆ 対象イベント : 東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「本大会」）
- ◆ 補償内容 : 選手団、審判団、PF、MED・DOP等のコラボレーター、海外ボランティア等の傷害を原因とする死亡・後遺障害発生時の一時金、傷害や疾病の治療費用、並びに死亡時や重症時に特殊な輸送方で本国に帰還する際の一連の費用の実費をカバーする。
- ◆ 補償期間 : オリンピック・・・2020年7月8日～8月14日（38日間）
パラリンピック・・・2020年8月15日～9月12日（29日間）
- ◆ 保険金額
支払限度額 : 死亡・後遺障害1500万円／人、治療費用・本国送還費用3000万円／人
- ◆ 被保険者 : 本大会に参加する選手団、審判団、PF、MED・DOP等のコラボレーター、海外ボランティア

補償の概要（スポーツ安全保険：⑤）

- ◆ 対象イベント : 東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「本大会」）
- ◆ 補償内容 : ボランティア、並びにコラボレーターの傷害を原因とする死亡・後遺障害発生時の一時金、傷害を原因として入院・通院をした場合に1日当たりの保険金を定額で支払う保険。
- ◆ 補償期間 : 2020年4月1日～2021年3月31日
- ◆ 保険金額
支払限度額 : 死亡2000万円／人、後遺障害3000万円／人、入院給付金4000円／日、通院給付金1500円／日、手術給付金4万円／回、賠償責任保険5億円 等
- ◆ 被保険者 : 本大会に参加する全てのボランティア、コラボレーター（MED・DOP等のコラボレーター以外）